

第 93 期 中間決算公告

2023年12月26日

沖縄県那覇市久茂地 3 丁目 10 番 1 号
株 式 会 社 沖 縄 銀 行
取締役会長兼頭取 山 城 正 保

第93期中 (2023年9月30日現在) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 511,410 | 預 金 | 2,654,888 |
| 買入金銭債権 | 9 | 借 用 金 | 43,800 |
| 有価証券 | 464,479 | 外 国 為 替 | 1 |
| 貸出金 | 1,805,727 | 信 託 勘 定 借 | 10,832 |
| 外国為替 | 24,553 | そ の 他 負 債 | 5,918 |
| その他の資産 | 23,994 | 未 払 法 人 税 等 | 1,011 |
| その他の資産 | 23,994 | リ ー ス 債 務 | 190 |
| 有形固定資産 | 18,753 | 資 産 除 去 債 務 | 421 |
| 無形固定資産 | 3,854 | そ の 他 の 負 債 | 4,294 |
| 繰延税金資産 | 7,401 | 賞 与 引 当 金 | 610 |
| 支払承諾見返 | 8,517 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 5 |
| 貸倒引当金 | △ 10,163 | 退 職 給 付 引 当 金 | 973 |
| | | 株 式 報 酬 引 当 金 | 172 |
| | | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 100 |
| | | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,164 |
| | | 支 払 承 諾 | 8,517 |
| | | 負 債 の 部 合 計 | 2,726,984 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資 本 金 | 22,725 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 17,623 |
| | | 資 本 準 備 金 | 17,623 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 98,739 |
| | | 利 益 準 備 金 | 9,535 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 89,204 |
| | | 別 途 積 立 金 | 84,820 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 4,384 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 139,088 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △ 9,223 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 427 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 1,260 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | △ 7,535 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 131,553 |
| 資 産 の 部 合 計 | 2,858,537 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 2,858,537 |

第93期中〔2023年4月1日から
2023年9月30日まで〕中間損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------|------------|--------|
| 経 常 収 益 | | 20,546 |
| 資金運用収益 | 15,434 | |
| (うち貸出金利息) | (12,109) | |
| (うち有価証券利息配当金) | (2,799) | |
| 信託報酬 | 35 | |
| 役務取引等収益 | 2,740 | |
| その他業務収益 | 343 | |
| その他経常収益 | 1,991 | |
| 経 常 費 用 | | 16,205 |
| 資金調達費用 | 738 | |
| (うち預金利息) | (560) | |
| 役務取引等費用 | 1,712 | |
| その他業務費用 | 1,922 | |
| 営業経費 | 11,362 | |
| その他経常費用 | 469 | |
| 経 常 利 益 | | 4,340 |
| 特 別 利 益 | | 35 |
| 固定資産処分益 | 35 | |
| 特 別 損 失 | | 17 |
| 固定資産処分損 | 17 | |
| 税引前中間純利益 | | 4,358 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,088 | |
| 法人税等調整額 | △ 143 | |
| 法人税等合計 | | 945 |
| 中 間 純 利 益 | | 3,413 |

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 5年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後の予想損失額を見込んで計上しております。破綻懸念先の予想損失額は、損失見込期間（3年間）を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間とする等必要な修正を加えて算定しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は債務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,417百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、役員報酬B I P信託によるおきなわフィナンシャルグループ株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 重要な収益の計上方法

役務取引等収益、その他業務収益及びその他経常収益においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症が貸倒引当金に与える影響について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が直接的に経済に与える影響は従前と比較して縮小しているものの、今後、全国的に新型コロナウイルス感染症対応資金の元金返済開始が到来する等、今後一定期間は新型コロナウイルスに起因する経済への影響が継続するとの想定を置いております。当該想定に基づき、当行の特定の業種ポートフォリオ向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、予想される損失に備えるため、今後予想される業績の悪化を見積り、貸倒実績率に修正を加えた予想損失率を使用して特定ポートフォリオの貸倒引当金を計上しております。当該仮定は不確定であり、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や特定の業種の将来の業績への影響が変化した場合には、貸倒引当金は増減する可能性があります。

(役員報酬B I P信託)

当行は、当行の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）を対象とした役員報酬B I P信託を導入しております。

取引の概要

役員報酬B I P信託は、親会社であるおきなわフィナンシャルグループの経営方針の実現及び業績向上への貢献意欲を高めることを目的とした役員インセンティブプランであり、当行が定める株式交付規程に基づき、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが取締役等に付され、そのポイントに応じたおきなわフィナンシャルグループ株式及びおきなわフィナンシャルグループ株式の換価処分金相当額の金銭が取締役等の退任後に交付または給付される株式報酬型の役員報酬であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,673 百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に27,897百万円含まれております。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

| | |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 10,669 百万円 |
| 危険債権額 | 5,065 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 110 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 10,178 百万円 |
| 合計額 | 26,024 百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,711百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 138,026 百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,135 百万円

借入金 43,800 百万円

上記のほか、その他の資産には、保証金564百万円、中央清算機関差入証拠金18,000百万円及び金融商品等差入担保金183百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、231,415百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが149,492百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が78,951百万円あります。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 24,731 百万円

9. 単体自己資本比率(国内基準) 9.59%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 1,331 百万円及び償却債権取立益 38 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 293 百万円、株式等売却損 64 百万円及び貸出金償却 21 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2023年9月30日現在)

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|----|---------------------|-------------|-------------|
| 時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 10,522 | 10,888 | 365 |
| 時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | 32,126 | 29,638 | △2,487 |
| 合計 | | 42,648 | 40,526 | △2,121 |

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 1,580 |

3. その他有価証券 (2023年9月30日現在)

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------------|----------|---------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 15,193 | 8,595 | 6,598 |
| | 債券 | 39,628 | 39,196 | 432 |
| | 国債 | 4,018 | 4,008 | 9 |
| | 地方債 | 9,963 | 9,789 | 173 |
| | 社債 | 25,647 | 25,397 | 249 |
| | その他 | 12,932 | 12,546 | 386 |
| | 外国債券 | 1,656 | 1,655 | 1 |
| | その他の有価証券 | 11,276 | 10,891 | 385 |
| | 小計 | 67,755 | 60,337 | 7,418 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 776 | 850 | △73 |
| | 債券 | 303,031 | 320,414 | △17,382 |
| | 国債 | 80,373 | 91,534 | △11,160 |
| | 地方債 | 115,627 | 120,220 | △4,592 |
| | 社債 | 107,030 | 108,660 | △1,630 |
| | その他 | 46,013 | 49,243 | △3,229 |
| | 外国債券 | 16,644 | 17,347 | △702 |
| | その他の有価証券 | 29,369 | 31,896 | △2,527 |
| 小計 | 349,822 | 370,508 | △20,686 | |
| 合計 | 417,578 | 430,846 | △13,267 | |

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 2,075 |
| 組合出資金 | 595 |

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「中間決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落し、かつ過去の時価の推移等を勘案して判定する内部基準に該当する場合」としております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| その他有価証券評価差額金 | 4,044 百万円 |
| 貸倒引当金 | 3,029 |
| 退職給付引当金 | 1,676 |
| 減価償却費 | 558 |
| 関係会社支援損失 | 509 |
| 貸出金償却 | 296 |
| その他 | 1,111 |
| 繰延税金資産小計 | 11,225 |
| 評価性引当額 | △3,607 |
| 繰延税金資産合計 | 7,618 |
| 繰延税金負債 | |
| 繰延ヘッジ | 182 |
| その他 | 34 |
| 繰延税金負債合計 | 216 |
| 繰延税金資産の純額 | 7,401 百万円 |

(1株当たり情報)

| | |
|---------------|--------------|
| 1株当たりの純資産額 | 5,509 円 76 銭 |
| 1株当たりの中間純利益金額 | 142 円 96 銭 |

第93期中（2023年9月30日現在）中間信託財産残高表

(単位:百万円)

| 資 産 | 金 額 | 負 債 | 金 額 |
|-----------|--------|---------|--------|
| 貸 出 金 | 1,001 | 金 銭 信 託 | 11,834 |
| 証 書 貸 付 | 901 | | |
| 手 形 貸 付 | 100 | | |
| そ の 他 債 権 | 0 | | |
| 銀 行 勘 定 貸 | 10,832 | | |
| 合 計 | 11,834 | 合 計 | 11,834 |

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 債権1,001百万円のうち、貸出条件緩和債権額は183百万円、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権は該当金額なしであります。また、これらの債権の合計額は183百万円であります。

(付表)元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりです。

合同運用指定金銭信託

(単位:百万円)

| 資 産 | 金 額 | 負 債 | 金 額 |
|-------|--------|---------------|--------|
| 貸 出 金 | 1,001 | 元 本 | 11,832 |
| そ の 他 | 10,832 | 債 権 償 却 準 備 金 | 1 |
| | | そ の 他 | 0 |
| 計 | 11,834 | 計 | 11,834 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第93期中（2023年4月1日から2023年9月30日まで）中間信託財産収支表

(単位:百万円)

| 収 入 | 金 額 | 支 出 | 金 額 |
|-------------------|-----|-------------|-----|
| 貸 出 金 利 息 | 7 | 信 託 報 酬 | 35 |
| そ の 他 の 受 入 利 息 | 28 | そ の 他 の 支 出 | 0 |
| 受 入 手 数 料 | 0 | 信 託 利 益 | 0 |
| 債 権 償 却 準 備 金 戻 入 | 0 | | |
| 合 計 | 36 | 合 計 | 36 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第93期中 (2023年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現 金 預 け 金 | 511,410 | 預 金 | 2,644,846 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 9 | 借 用 金 | 43,800 |
| 有 価 証 券 | 465,621 | 外 国 為 替 | 1 |
| 貸 出 金 | 1,805,875 | 信 託 勘 定 借 | 10,832 |
| 外 国 為 替 | 24,553 | そ の 他 負 債 | 11,451 |
| そ の 他 資 産 | 24,073 | 賞 与 引 当 金 | 671 |
| 有 形 固 定 資 産 | 18,781 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 7 |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,885 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 2,739 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 8,171 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 4 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 8,517 | 株 式 報 酬 引 当 金 | 172 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 10,881 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 100 |
| | | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,164 |
| | | 支 払 承 諾 | 8,517 |
| | | 負 債 の 部 合 計 | 2,724,307 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資 本 金 | 22,725 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 17,887 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 104,003 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 144,616 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △ 9,427 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 427 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 1,260 |
| | | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △ 1,230 |
| | | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | △ 8,969 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 62 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 135,709 |
| 資 産 の 部 合 計 | 2,860,017 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 2,860,017 |

第93期中 (2023年4月1日から
2023年9月30日まで) 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|------------|--------|
| 経 常 収 益 | | 20,238 |
| 資 金 運 用 収 益 | 14,838 | |
| (うち貸出金利息) | (12,412) | |
| (うち有価証券利息配当金) | (1,899) | |
| 信 託 報 酬 | 35 | |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 2,806 | |
| そ の 他 業 務 収 益 | 400 | |
| そ の 他 経 常 収 益 | 2,157 | |
| 経 常 費 用 | | 16,416 |
| 資 金 調 達 費 用 | 739 | |
| (うち預金利息) | (559) | |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,518 | |
| そ の 他 業 務 費 用 | 1,937 | |
| 営 業 経 費 | 11,561 | |
| そ の 他 経 常 費 用 | 660 | |
| 経 常 利 益 | | 3,821 |
| 特 別 利 益 | | 35 |
| 固 定 資 産 処 分 益 | 35 | |
| 特 別 損 失 | | 17 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 17 | |
| 税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 | | 3,839 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,220 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 130 | |
| 法 人 税 等 合 計 | | 1,089 |
| 中 間 純 利 益 | | 2,750 |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | | 5 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | | 2,744 |

中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 5社

おきぎん保証株式会社
おきぎんビジネスサービス株式会社
株式会社おきぎん経済研究所
美ら島債権回収株式会社
株式会社みらいおきなわ

② 非連結の子会社及び子法人等
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等
該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当事項はありません。

④ 持分法非適用の関連法人等 1社
沖縄ものづくり振興ファンド有限責任事業組合

持分法非適用の関連法人は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～50年 |
| その他 | 5年～15年 |

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後の予想損失額を見込んで計上しております。破綻懸念先の予想損失額は、損失見込期間（3年間）を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間とする等必要な修正を加えて算定しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は債務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要管理先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要管理先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,153百万円であります。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、役員報酬BIP信託によるおきなわフィナンシャルグループ株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 重要な収益の計上方法

役務取引等収益、その他業務収益及びその他経常収益においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症が貸倒引当金に与える影響について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が直接的に経済に与える影響は従前と比較して縮小しているものの、今後、全国的に新型コロナウイルス感染症対応資金の元金返済開始が到来する等、今後一定期間は新型コロナウイルスに起因する経済への影響が継続するとの想定を置いております。当該想定に基づき、当行グループの特定の業種ポートフォリオ向けの貸出金等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、予想される損失に備えるため、今後予想される業績の悪化を見積り、貸倒実績率に修正を加えた予想損失率を使用して特定ポートフォリオの貸倒引当金を計上しております。当該仮定は不確実であり、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や特定の業種の将来の業績への影響が変化した場合には、貸倒引当金は増減する可能性があります。

(役員報酬B I P信託)

当行は、当行の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）を対象とした役員報酬B I P信託を導入しております。

取引の概要

役員報酬B I P信託は、おきなわフィナンシャルグループの経営方針の実現及び業績向上への貢献意欲を高めることを目的とした役員インセンティブプランであり、当行が定める株式交付規程に基づき、役位や業績目標の達成度等に応じたポイントが取締役等に付され、そのポイントに応じたおきなわフィナンシャルグループ株式及びおきなわフィナンシャルグループ株式の換価処分金相当額の金銭が取締役等の退任後に交付または給付される株式報酬型の役員報酬であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額 93 百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に27,897百万円含まれておりません。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

| | |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 10,819 百万円 |
| 危険債権額 | 5,065 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 110 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 10,178 百万円 |
| 合計額 | 26,173 百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,711百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-------------|-------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 138,026 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 3,135 百万円 |
| 借入金 | 43,800 百万円 |

上記のほか、その他資産には、保証金564百万円、中央清算機関差入証拠金18,000百万円及び金融商品等差入担保金183百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、231,415 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが149,492 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が78,951百万円あります。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 24,820 百万円

9. 連結自己資本比率(国内基準) 9.86%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 1,331 百万円及び償却債権取立益 214 百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 345 百万円、貸出金償却 157 百万円及び株式等売却損 64 百万円を含んでおります。

3. 中間包括利益 △358 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金は、時価が帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

| | 中間連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|------------------|-----------|--------|
| (1) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 42,648 | 40,526 | △2,121 |
| その他有価証券 | 420,300 | 420,300 | — |
| (2) 貸出金 | 1,805,875 | | |
| 貸倒引当金(※) | △10,801 | | |
| | 1,795,073 | 1,794,895 | △178 |
| 資産計 | 2,258,022 | 2,255,722 | △2,299 |
| (1) 預金 | 2,644,846 | 2,644,217 | △629 |
| (2) 借入金 | 43,800 | 43,800 | — |
| 負債計 | 2,688,646 | 2,688,017 | △629 |

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 中間連結貸借対照表計上額 |
|---------------|--------------|
| 非上場株式(※1)(※2) | 2,076 |
| 組合出資金(※3) | 595 |

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式の減損処理はありません。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できないインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | 合計 |
|---------|--------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 国債 | 84,392 | — | — | 84,392 |
| 地方債 | — | 125,591 | — | 125,591 |
| 社債 | — | 132,677 | — | 132,677 |
| 株式 | 13,817 | 2,152 | — | 15,970 |
| その他 | | | | |
| 外国証券 | 1,390 | 16,911 | — | 18,301 |
| 投資信託 | — | 43,367 | — | 43,367 |
| 資産計 | 99,599 | 320,700 | — | 420,300 |

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | 合計 |
|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| 国債 | 40,526 | — | — | 40,526 |
| 貸出金(*) | — | — | 1,794,895 | 1,794,895 |
| 資産計 | 40,526 | — | 1,794,895 | 1,835,422 |
| 預金 | — | 2,644,217 | — | 2,644,217 |
| 借入金 | — | 43,800 | — | 43,800 |
| 負債計 | — | 2,688,017 | — | 2,688,017 |

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を10,801百万円控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

貸出金

貸出金については、将来キャッシュ・フロー見積額を市場金利等（スワップ金利等）の適切な指標に信用スプレッド等の上乗せした利率で割り引いて算出した現在価値を時価としております。信用スプレッド等を利用した割引率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。なお、変動金利による取引は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、約定期間が短期間（1年以内）の取引についても時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や日本国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算出した現在価値を時価としております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、実行後の信用状態は大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2023年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|----|-----------------------|-------------|-------------|
| 時価が中間連結貸借対照表計 上額を超えるもの | 国債 | 10,522 | 10,888 | 365 |
| 時価が中間連結貸借対照表計 上額を超えないもの | 国債 | 32,126 | 29,638 | △2,487 |
| 合計 | | 42,648 | 40,526 | △2,121 |

2. その他有価証券 (2023年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------------------|----------|-----------------------|---------------|-------------|
| 中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | 株式 | 15,193 | 8,595 | 6,598 |
| | 債券 | 39,628 | 39,196 | 432 |
| | 国債 | 4,018 | 4,008 | 9 |
| | 地方債 | 9,963 | 9,789 | 173 |
| | 社債 | 25,647 | 25,397 | 249 |
| | その他 | 12,932 | 12,546 | 386 |
| | 外国債券 | 1,656 | 1,655 | 1 |
| | その他の有価証券 | 11,276 | 10,891 | 385 |
| | 小計 | 67,755 | 60,337 | 7,418 |
| 中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | 株式 | 776 | 850 | △73 |
| | 債券 | 303,031 | 320,414 | △17,382 |
| | 国債 | 80,373 | 91,534 | △11,160 |
| | 地方債 | 115,627 | 120,220 | △4,592 |
| | 社債 | 107,030 | 108,660 | △1,630 |
| | その他 | 48,735 | 52,273 | △3,537 |
| | 外国債券 | 16,644 | 17,347 | △702 |
| | その他の有価証券 | 32,091 | 34,926 | △2,835 |
| | 小計 | 352,544 | 373,538 | △20,994 |
| 合計 | | 420,300 | 433,876 | △13,576 |

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「中間連結決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落し、かつ過去の時価の推移等を勘案して判定する内部基準に該当する場合」としております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| 区分 | 金額 |
|-----------------|--------|
| 役務取引等収益 | 2,787 |
| 預金・貸出業務 為替業務 | 678 |
| 証券関連業務 | 817 |
| 代理業務 | 209 |
| その他 | 874 |
| その他 | 208 |
| その他 | 68 |
| 顧客との契約から生じる経常収益 | 2,855 |
| 上記以外の経常収益 | 17,382 |
| 外部顧客に対する経常収益 | 20,238 |

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「会計方針に関する事項 13. 重要な収益の計上方法」に記載しているため、省略しております。

3. 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 5,681円21銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 114円94銭